

## 組合 Q & A

### 理事会で緊急議案を審議

これまでの理事会の議案は、招集通知で事前に知らせてきた。明日の理事会で、通知していない議案を議決するが可能か

ある組合から次のような質問を受けたことがあります。

「明日理事会がある。理事会では緊急議案を審議することはできるのか」

「どんな議案ですか？」

「議案の内容はともかく、一般論として聞いておきたいのだ」

「もちろんできますよ。理事会は、業務執行についてフレキシブルに意思決定するのが役目ですから。むしろ緊急の議案を審議しない理事会のほうが少ないと思います。それに理事会の招集には議案の通知は必要ないと思います。定款で確認してみてください」

こう答えながら、事業が定型化されていて、理事会は毎月定例で、一年をサイクルに毎回決まったことを審議している組合なのだろう

な、と思っていました。

理事会の審議事項は流動的であってよいのですが、現実には、定型的な審議事項を理事が集まって確認するというタイプの理事会のほうが多いものです。それで、緊急議案が提案されるという噂にあわてたのだと思われれます。

あわてることはありません。理事会は、総会と違って臨機応変に意思決定するのが役割です。理事会では緊急議案を審議するのは当然で事前に通知されている議案を審議するほうが例外的といってもよいくらいです。

緊急の議案は、当然のことですから理事会で自由に討議してかまいませんが、注意しなければならぬのは、書面出席者がいる場合です。緊急に提案された議案はあらかじめ通知していない事項になりますから、書面出席者は、出席理事から除外されます。書面出席者を除外しても定足数を満たしていれば事前に通知していない議案を審議することができるということになります。

この組合の質問に答えた後ほとんどなく、頭に引っかかったものがありました。質問が、あまりに

も当然のことについてだったからです。

その理由は、数日後にわかりました。日刊紙の地方版に大きな見出しで「〇〇組合、理事長解任」という記事が載ったのです。自治体の大きなプロジェクトに絡んだ、組合内の抗争の中で、理事長が解任されたのです。

この件以来「一般論としてたずねるのだが」という問い合わせには気をつけるようになりました。

#### ポイント

★ 理事会には、緊急議案という考え方はない

★ 書面出席のために事前通知することはある

#### 中小企業組合理事のための Q & A

「清水透著・2010年5月25日（新訂）第1版第1刷発行」より転載。

● ◎ご購入のお申込み等、図書についての詳細は全国中小企業団体中央会のホームページをご参照下さい。（トップページ▽中央会の出版刊行物）

～未来へ向かって 連携組織がリードする強い地域づくり～

## 千葉県中小企業団体中央会 創立55周年記念大会及び中小企業団体千葉県新春交流会

平成 24 年 1 月 20 日（金） 14：30 ～

会場 ホテルニューオータニ幕張 千葉市美浜区ひび野 2-120-3

◎お問合せは本会総務部まで（Tel 043 - 306 - 3281）